平成２５年（フ）第５１号
宮城県多賀城市山王字西町浦34番地の63
破産者　西塚　文彦
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２４号
岐阜県高山市西之一色町３丁目793番地15
破産者　松永　人史
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第１１号
滋賀県長浜市木之本町廣瀬338番地１、前住所滋賀県長浜市木之本町廣瀬327番地７
破産者　ヤマケンことワイズ工業こと　山田　憲孝
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
滋賀県長浜市榎木町291番地
破産者　長谷　浩之
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
京都府亀岡市大井町南金岐24、住民票上の住所京都府亀岡市荒塚町２丁目14番１号
破産者　松岡　晴夫
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第６３７号
大阪市都島区友渕町２丁目15番18―701号、前住所大阪市鶴見区徳庵１丁目１番19号
破産者　髙橋　孝周
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４５号
兵庫県明石市二見町東二見136番地　Ｍ’ｓイーストプラザ Ｄ棟102号、旧住所京都府京丹後市網野町網野2909番地の３
破産者　岡田刺繍こと　岡田　　宏
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２５号
兵庫県明石市魚住町西岡2009番地の６　グラシア魚住205号、前住所兵庫県明石市二見町東二見521番地の３　203号
破産者　杉野　惠子
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
兵庫県明石市大久保町高丘５－３－２　大久保東第三団地第50号棟第503号室、住民票上の住所兵庫県加古川市平岡町土山２番地の80プレステージ明石西Ⅲ―202号
破産者　鈴木　美佳
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
兵庫県明石市魚住町中尾257番地の１　わいわいハイツ104号、前住所兵庫県明石市魚住町西岡1266番地の１　プレステージ明石魚住Ⅳ209号
破産者　新在家　潔
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２号
松江市比津が丘５丁目10番22号
破産者　原　　和彦
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８号
熊本県菊池市七城町砂田257番地15
破産者　吉田　英功
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第１５５号
鹿児島県日置市伊集院町郡１丁目44番地　グレイス202
破産者　狩長　　清
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第６２９３号
大阪市福島区海老江５丁目３番13―802号
破産者　板倉　昇治
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６７３号
大阪府高槻市上田辺町６―24　プレミアムコート606号室、住民票上の住所大阪府高槻市真上町６丁目27番１号
破産者　松本隆吉こと　劉　　隆吉
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８０８号
大阪府門真市石原町10番11号
破産者　森本　幸子
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９２号
札幌市白石区菊水上町２条２丁目52番地15　レオパレスアマーレサッポロⅢ―208号
破産者　松島　隆史
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２９６号
札幌市東区北17条東16丁目２番23号　アバーロ333―201号、開始決定時の住所札幌市東区北36条東23丁目８番22号
破産者　相澤　一郎
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部